

ID: 1320

担当部署: 建設水道課

処分の概要	中心市街地整備推進機構の指定		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第61条第1項		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】 法第61条第1項の規定による。 (中心市街地整備推進機構の指定) 第61条 市町村長は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。)として指定することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日